

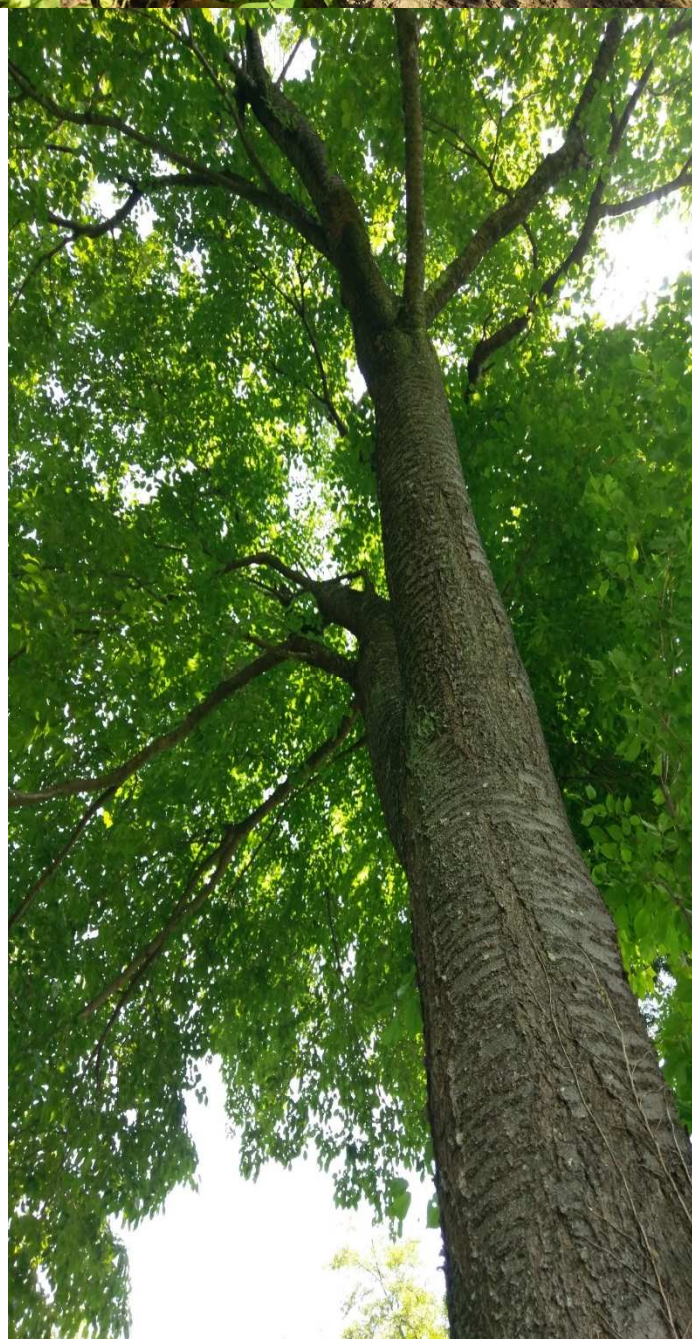


第3次東海村 環境基本計画

概要版



自然豊かな環境を
一人ひとりが力を合わせて守り育て
ライフスタイルを見直し
持続可能な社会を足元から実現する



計画の基本的事項

計画策定の背景

本村では、村民の健康で文化的な生活を確保し、人類の福祉に貢献することを目的として、平成12年に「東海村環境基本条例」を制定し、平成14年3月に東海村環境基本計画(以下「第1次計画」という)を策定しました。

第1次計画の策定から10年が経過した平成24年に第2次東海村環境基本計画(以下「第2次計画」という)を策定しました。第2次計画の策定にあたっては、「とうかい環境村民会議」(以下「環境村民会議」という)を立ち上げ、村民・事業者が主体となって検討・実行する体制を作りました。第2次計画では「自然豊かな環境を一人ひとりが力を合わせて守り育て ライフスタイルを見直し 持続可能な社会を創造する」との理念を掲げ、「自然共生社会」「低炭素社会」「循環型社会」「生活環境」の4分野を中心的なテーマとして取り組みました。

第2次計画は平成24年度(2012年度)から令和3年度(2021年度)の10年間を計画期間としていましたが、第6次総合計画を踏まえて策定及び進行管理を行うため、令和2年度(2020年度)から策定作業を始め、前倒して第3次東海村環境基本計画(以下「第3次計画」という)を策定することとしました。

環境基本計画の役割と位置づけ

環境基本計画は、環境施策を総合的かつ計画的に推進するための環境施策の基本方針であり、良好な環境の保全及び創造についての目標及び施策を具体的に示すものです。

東海村第6次総合計画の目指す将来ビジョン“輝く SONZAI つながる TOKAI～共に生き 共に育つ しなやかで活力あるまち～”を環境分野から実現するための個別計画として、環境に関わる施策についての基本的な方向を示し、環境に関わりを持つ諸計画との整合を図りながら推進するものです。同時に、第6次総合計画の各政策分野に対して、環境分野の重要な方針を提示する役割を持ちます。

環境基本計画の期間

第3次計画の期間は、令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)の5年間とします。

■第2次計画期間中の変化(その1)

SDGs (Sustainable Development Goals) は、平成27年(2015年)9月に「国連持続可能な開発サミット」にて採択された、2015年から2030年までの長期的な開発の指針です。「No One will be Left Behind」(誰一人取り残さない)をコンセプトに、17のゴールと169のターゲットで構成されています。各ゴールはそれぞれが繋がっており、特に環境施策と関連が深いゴール6、13、14、15は、健全な社会や活発な経済活動の基盤となるものです。SDGsの登場によって、環境施策の重要性が改めて認識されると共に、あらゆる主体が持続可能な社会づくりに向けて取り組むことへの機運が大きく高まりました。



分野別環境施策の現況と課題

第2次計画(後期)では、4つの分野で136の施策・事業に取り組みました。複数の分野にまたがる重複事業を除くと、令和2年度までに目標を達成した事業は6割を超え、計画に定めた事業は概ね順調に実施されたと評価できます。以下、分野ごとに第3次計画で取り組むべき課題を整理します。

自然共生社会

- ・農地や樹林地の面積は減少傾向にあります。再生可能エネルギーの用地として樹林地が利用されるケースもあり、開発と緑地保全のバランスが重要な課題です。
- ・農地や樹林地のまとまった緑地を保全すると共に、公園や生垣、ビオトープなどを繋ぎ、“みどりの骨格”や水系のネットワークを形成することが重要です。
- ・平成26年3月に策定された東海村生物多様性地域戦略では、施策の実施時期が明示されていないものも多く、未着手・未検討の施策もあります。

低炭素社会

- ・事業者に対する再エネ導入支援や普及啓発の取り組みは十分に実施できませんでした。
- ・公共交通サービスが充実してきている一方で、路線バスやデマンドタクシーでカバーしきれない「地域の足」の必要性が高まっています。
- ・今後は、国際的潮流としても求められている「2050年カーボンニュートラル」に向けた具体策を立案し、住宅や事業所の省エネ改修、エネルギー源の選択など、より村民生活や事業活動に踏み込んだ検討が必要になります。

循環型社会

- ・ごみ総排出量は顕著な減少とは言えず、今後数年の人口は横ばいと見込まれることから、ごみ排出量の削減に向けた取り組みが求められます。
- ・総資源化率は低下しています。集団回収量が減少していることが一つの要因であり、自治会などによる取り組みの活性化が必要です。
- ・食品ロスや海洋プラスチック問題など社会的に関心が高まっている話題と本村の特徴である農業や食と結びつけて、生活や消費行動、事業活動の変容を促す取り組みが必要です。

生活環境

- ・幹線道路や農地近くの道路沿いなどで不法投棄の被害を受けており、対策を継続することが必要です。
- ・地球温暖化により気候が変わることを前提にした暮らし・コミュニティや産業のあり方について、多様な関係者が参加した情報共有・検討の場づくりが必要です。
- ・子どもから大人まで環境学習に連続性を持たせると共に、地域で活動してきた人材を活かして次世代の育成を図ることが必要です。

■第2次計画期間中の変化(その2)

パリ協定は、2020年以降の地球温暖化対策の国際枠組みとして、平成27年(2015年)12月にパリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)にて採択されたものです。パリ協定では、「世界的な平均気温上昇を産業革命前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求する」ことを全体目標とし、そのために世界全体で今世紀後半には人間活動による温室効果ガス排出量を実質的にゼロにしていく方向が打ち出されました。このことを受けて、日本政府も脱炭素(ゼロカーボン)に向けて本格的に舵を取り始めており、基礎自治体の温暖化対策においても重大な政策課題になっています。

第3次計画では、こうした世界的な潮流をも踏まえ本村の環境施策の方向を定めることとします。

計画の理念・目標

計画の理念

自然豊かな環境を 一人ひとりが力を合わせて守り育て
ライフスタイルを見直し 持続可能な社会を足元から実現する

第2次計画で設定された環境基本計画の理念は、長期にわたり環境と共存していくための本村の環境政策の基本的姿勢として堅持すべきものです。ここに、SDGs や地域循環共生圏の考え方も反映し、本村のみならず世界全体の持続可能性を高めることに貢献したいとの思いを加え、第3次計画の理念を設定しました。

ここでの持続可能な社会とは、次のようなすがたをイメージしています。

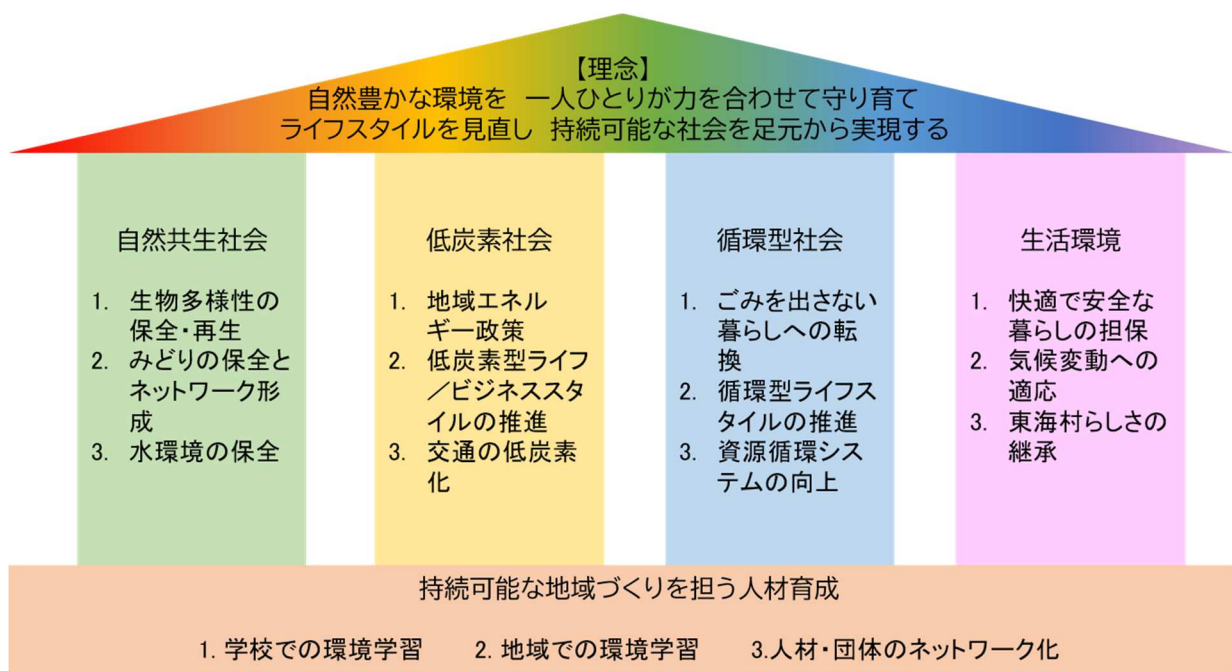
- 「東海村らしさ」を残し、後世に伝えていく
- 村民誰もが当事者である
- 日常生活における豊かさの質が見直される

環境政策と関連する全ての行政の取り組みと住民・事業者の取り組みの中でこの理念を大切にし、本村ならではの「持続可能な社会」の実現に向けた歩みを進めていきます。

計画の体系

第3次環境基本計画では、第2次計画で中心的テーマとした「自然共生社会」「循環型社会」「低炭素社会」「生活環境」の4分野を引き継ぎ、さらに「持続可能な地域づくりを担う人材育成」を加えた5分野で取り組みを展開します。

「持続可能な地域づくりを担う人材育成」は他分野から独立したものではなく、4分野の取り組みを下支えする土台です。第2次計画で分野別施策に組み込まれていた環境学習や人材育成に関する項目を体系化することで、子どもから大人まで切れ目のない学習・体験の機会を創出すること、学び・体験、実践活動、知識・経験の伝承という「人材のサイクル」を生むことを意識します。



分野別の望ましい将来像

計画をバックカスティング方式で策定するため、まず「望ましい将来像」として令和12年(2030年)頃に向けて目指したい方向性について意見を出し合いました。

【分野別の望ましい将来像～2030年頃に向けて目指したい方向性～】

●自然共生社会

- ・豊かな自然が守られ、快適な住環境と両立している。
- ・残された樹林地が適切に管理され、住民に親しまれている。
- ・市街地の緑も含む「みどりの骨格」が形成されている。
- ・河川の上流～河口と海浜が一体的に整備され、水辺の親水空間や砂浜は住民に親しまれている。

●低炭素社会

- ・脱炭素社会へのシフトチェンジに向け、各部門での対策を最大限に実施する挑戦的な取り組みが進んでいる。
- ・自家用車に頼らなくても生活できるまちが形成されている。

●循環型社会

- ・有機性資源を活用する循環型ライフスタイルが実践されている。
- ・ワンウェイプラスチック製品の使用が抑制され、海ごみ・川ごみがなくなる。
- ・食品ロスを出さない仕組みや、資源物が確実に回収され利用される仕組みが構築されている。
- ・エシカル消費が根付き、環境・社会・地域に配慮した消費行動がとれるようになっている。

●生活環境

- ・気候変動を背景とする災害などに対する安心・安全と対応力が根付いている。
- ・村独自の自然景観が守られ、住民に親しまれている。

●持続可能な地域づくりを担う人材育成

- ・多くの住民が環境づくりに主体的な意識を持ち、多様な環境活動が村内の至るところで実践されている。
- ・若者が牽引する環境・まちづくり活動が多数展開されている。

第3次計画の取り組みは、この「望ましい将来像」に向けた最初の一步となるものです。「望ましい将来像」を庁内ワーキングにおいて行政の現状や村全体の政策の方向性とすり合わせ、第3次計画の分野別目標として「5年後の到達目標」を定めました。これは各分野に紐づく施策事業の目標設定の拠りどころとなるものです。

分野別の到達目標と施策の方向性は、次ページ以降に掲載します。

自然共生社会

シンボル 指標	現況	目標
緑地率（樹林地・農地）	36%（R1）	現状維持
緑のネットワークの形成に 貢献する保全地点数	22 か所（R2）	30 か所

大項目

中項目

1 生物多様性の保全・再生

1 里地里山の保全

2 貴重な動植物の保護・保全

3 動植物の生息・生育空間の結びつきの確保

4 生きものとの共生

2 みどりの保全とネットワーク形成

1 樹林地の維持・改善

2 まちなかの「みどり」の保全・創出

3 水環境の保全

1 河川, 用水, ため池などの環境の保全・改善

2 湧水, 地下水の保全

3 海浜の自然の保全

5年後の到達目標

- ◇ 私有地の樹林地に対する管理方針が明確になり，所有者及び近隣住民と共有されている。
- ◇ まちなかの至るところで「みどり」をつくる活動が実施されている。
- ◇ 河川・湧水・ため池などの身近な水辺環境で住民参加による保全活動が実践され，利用者のモラルが向上し安全な親水空間が生まれている。
- ◇ 海浜植物に対する理解が深まり，保全活動が実施されている。

施策の方向性

関連のSDGs

「絆」北側緑地を保全配慮地区として指定します。

保全配慮地区において，住民等との協働による里地里山の保全活動を進めます。



村内に生息・生育する貴重な動植物に関する情報を発信します。

村内の団体等が実施する動植物保護活動等を支援し，住民の参加を促進します。



住民や子どもたちの環境学習の場となるよう，ビオトープの整備を進めます。

保全配慮地区を中心とするビオトープ・ネットワークの拠点でホタルやトンボなどの生息調査を実施します。



ペットの適正飼育の啓発や飼い主のモラル向上を図ると共に，命の大切さを感じられる動物とのふれあいの機会を創出します。

村内の団体による外来種の除去活動を支援しながら，状況を注視し適切に対応していきます。



「村民の森」の指定などにより，所有者による樹林地の適切な管理を促進します。

樹林地の所有者に対する管理手法の情報提供や，村内団体等とのマッチングなど，樹林地の維持管理を支える仕組みづくりを検討します。



生垣設置に対する支援等を通じて，特に「緑のネットワーク」上に当たる住宅地や民有地における緑化を推進します。

新たに公園を整備する際には自治会の意見を聞き，既存の地形，表層土，樹木を活かすよう配慮します。



村内の団体等が実施する，生態系や景観などに配慮した水辺環境の保全活動を支援します。



村内の団体等が実施する湧水周辺の環境保全活動を支援します。



なぎさの森公園の松林の保全，育成を図ります。

村内の団体等が実施する海岸の保全活動を支援し，住民の参加を促進します。

関係各所と共に海岸の自然環境に関する情報の収集を図ります。



低炭素社会

シンボル 指標	現況	目標
村内の温室効果ガス排出量	279.8 千 t (H29)	214.8 千 t
住民・事業者の低炭素化行動の実施率	—	住民 省エネ 90% エコドライブ 50% 事業者 環境マネジメント システム導入 35%

大項目

中項目

1 地域エネルギー政策

1 ゼロカーボンシナリオの構築

2 低炭素型ライフ／ビジネススタイルの推進

1 家庭, 事業所における省エネ・創エネ機器の普及

2 家庭における低炭素化の支援

3 事業活動における低炭素化の支援

4 役場の率先行動(東海村エコオフィスプランの推進)

3 交通の低炭素化

1 車の賢い利用

2 自転車の活用

3 公共交通サービスの維持

4 住民の支えあいによる移動手段の仕組みづくり

5年後の到達目標

- ◇ 2050年ゼロカーボンシティに向けた戦略が設定されている。
- ◇ 事業所屋根や遊休地を活用した太陽光発電の設置が進む。
- ◇ 一般家庭では電気の自給自足や発電方式を考慮した電力会社への切り替えが進む。
- ◇ 知識と行動が結びつく効果的な学習・普及啓発により、住民の低炭素型ライフスタイル・事業者における低炭素型ビジネススタイルが進展する。
- ◇ 公共交通サービスのほか、住民の支えあいによる移動手段の仕組みが生まれている。
- ◇ エコドライブが根付き、ガソリン車から低炭素車への移行が進む。

施策の方向性

関連のSDGs

再生可能エネルギーの最大限の活用とエネルギーの効率的利用による東海村オリジナルの「2050年ゼロカーボン戦略」について、専門家やNGOの支援を受けながら検討します。



家庭における太陽光発電システム等のさらに効果的な導入方法を検討します。
蓄電システムとして、EV利用などの普及促進を検討します。



省エネ・創エネ型建築物の普及を促進します。



商工会などと連携し、事業者が利用可能な支援制度などに関する情報の発信等を通じて、事業所における低炭素化の取り組みを支援します。



村の事務事業における環境配慮を徹底します。公共施設の新築・増改築や設備更新の際には、エネルギー消費の少ない仕様を原則とし、可能な限り太陽光発電などの再生可能エネルギーを導入します。



エコドライブが二酸化炭素の排出削減だけでなく、安全運転にも繋がることを全村民へアピールします。

エコカーへの乗り換えについて啓発を行います。



自転車の正しい乗り方やマナーについて啓発を行うと共に、自転車活用促進策を検討します。



路線バス、デマンドタクシーを含め総合的に公共交通の維持・確保と利便性の向上を図ります。



地域ごとにオーダーメイドの移動手段を検討・整備できる環境づくりを進めます。



循環型社会

シンボル 指標	現況	目標
ごみ総排出量	13,057 t (R1)	△2%
エシカル消費行動の実施率	—	75%

大項目

中項目

1 ごみを出さない暮らしへの転換

1 エシカル消費の推進

2 家庭や事業所における資源の再利用

3 食品ロス対策

2 循環型ライフスタイルの推進

1 生ごみの減量化と利用の推進

2 循環型農業, 地産地消の推進

3 資源循環システムの向上

1 資源リサイクル意識の向上や醸成

2 高齢者世帯のごみ分別・排出支援

3 紙ごみ分別の推進

4 資源回収拠点の整備



















5 廃食油等の品質向上や用途の拡大

5年後の到達目標

- ◇ 海ごみ・川ごみ対策が進展し、多くの住民が関心を持って関わっている。
- ◇ 事業者と連携した食品ロス対策や資源回収の仕組みが構築されている。
- ◇ 各家庭や地区単位でのバイオマス資源を活用した家庭菜園やガーデニングが実践されている。
- ◇ エシカル消費に関する教育が実践され、事業者での取り組みも広がっている。

施策の方向性

関連のSDGs

エシカル消費についての情報発信を強化し、消費行動の転換を図ります。	
消費者に対し食品表示に関する情報提供に努めます。	
環境にやさしい小売店(エコ・ショップ)の育成を継続します。	
清掃センターでのリユース事業の活用を図ると共に、村内団体によるリユース活動を支援します。	 
事業系ごみのリデュース・リユースについての情報発信や排出指導を行います。	
事業者と連携した食品ロス対策の広報を行うと共に、村内団体による食品ロス対策活動を支援します。	 
生ごみ処理機の設置補助などにより、家庭における生ごみ循環利用を促進します。	
学校給食における村内や近隣農産物の使用状況を公表し、地産地消への関心の喚起に努めます。	 
再生資源分別回収制度の活用を呼びかけ、地区での資源回収活動を促進します。	
回覧板や広報誌に加え、SNS やイベントを活用した情報発信を強化し、資源回収の向上を図ります。	 
地域ボランティア活動などで発生した剪定枝葉や草の活用方法を検討します。	
関係機関との連携により、高齢者世帯の戸別収集を実施します。	 
住民・事業者に対して、紙ごみの分別に関する呼びかけを強化します。更に、事業者向けには効果的な資源化方法の情報提供をします。	
地区と情報共有しながらごみ集積所の適正な維持管理を継続し、必要に応じて管理手法の変更を検討します。	 
家庭や公共施設等から出る廃食油の回収を継続し、よりよい回収方法について検討します。	 

生活環境

シンボル 指標		現況	目標
	不法投棄の重量（公共用地）	1.7 t（R1）	△2%
	気候変動適応策の認知度	—	60%

大項目

中項目

1 快適で安全な暮らしの担保

1 食と水の安全確保

2 公害対策

3 不法投棄対策と環境美化

2 気候変動への適応

1 気候変動影響に関する情報の収集・共有と適応策の実践

3 東海村らしさの継承

1 良好な生活環境の形成

2 景観資源の保全と活用

5年後の到達目標

- ◇ 公害や環境汚染，不法投棄がなく，食と水の安全が守られている。
- ◇ 気候変動を背景とする災害などに対する理解・備えが進んでいる。
- ◇ 田園や海岸などの自然景観に対する住民の関心が高まり，保全・活用の取り組みが行われている。

施策の方向性

関連のSDGs

原水の定期的な検査により，水道水の安全性を確保します。

家庭雑排水の水質浄化に向けた意識啓発を図ります。

食品等の放射性物質濃度の検査及び情報公開の仕組みを維持します。



大気・水質・騒音・振動・ダイオキシン類など，村内の環境について継続して環境調査・監視を行うと共に，生活公害を防止するためのマナー啓発を実施します。



村内団体と協働した村内一斉クリーン作戦を継続し，多くの住民の参加を図ります。

久慈川クリーン作戦を継続し，安全な水辺環境の保全を図ります。

ボランティア不法投棄等監視員制度の充実を図り，不法投棄をさせない環境づくりをします。

近隣住民等との協働で道路沿道の美化に取り組みます。



気候変動の予測に関する情報の収集・更新と関係機関との共有に努めると共に，住民や事業者への情報提供により変わりゆく状況への備えの意識を高め，適応策の実践を進めます。



「緑のネットワーク」に配慮し，周辺の自然環境と調和した良好な生活環境の形成を促進します。



東海村らしさを形成する地区を保全配慮地区に含めることを検討します。



持続可能な地域づくりを担う人材育成

シンボル 指標	現況	目標
環境学習・体験活動の参加人数	1,684人 (R1)	10,000人
環境活動関係団体・個人の登録数	5団体 (R1)	15団体

大項目

中項目

1 学校での環境学習

1 ESDの推進

2 身近な「現場」の活用

2 地域での環境学習

1 あらゆる場での環境学習の推進

2 地域人材の活用

3 人材・団体のネットワーク化

1 人材・団体のネットワーク化

5年後の到達目標

- ◇ 子どもから大人まで、学習段階や興味関心に応じて環境学習・体験ができる機会が創出されている。
- ◇ 各分野で活躍する環境活動団体のネットワーク化が進む。
- ◇ 学習・体験から環境活動にリンクする仕組みがあり、人材の流動化が進む。

施策の方向性

関連の SDGs

ESD の視点を取り入れた教育課程の充実を図ります。

近隣住民と連携した農業体験学習を継続し、身近な地域の環境や農業への関心を高めます。

「エコいっぱい運動」により、学校生活の中で省エネ・省資源などの環境配慮行動の意識付けをしていきます。

子どもたちの環境学習の取り組みについて、SNS 等を活用して発信し、子どもたちが自ら発表する機会を設定することで、学習へのモチベーションを高めます。



保全配慮地区を中心に貴重な動植物の保護、保全活動を実施するとともに、専門家の協力を得て環境学習プログラムの実践など継続的な取り組みを実施します。

村内の団体等が実施する海岸の保全活動を支援し、住民の参加を促進します。

総合的な学習の時間などの機会を活用し、農業とのふれあいを推進します。

小中学校の教育課程を意識した校外学習機会や地域人材の活用について、教育関係者と連携しながら推進します。



公民館主催講座において、SDGs を念頭に置いた系統的・計画的な講座を企画します。

気軽に取り組める環境配慮行動のキャンペーン等を通じて、日常生活の中での環境活動を促します。

親子が参加しやすい環境学習の場を提供し、環境学習への入口を広げます。

家庭向けのエコ診断や中小事業所向けの省エネ診断など、家庭や事業所における取り組みをサポートする専門的知見を持った人材を育成します。



村内での環境活動を牽引してきた人材が指導役となり、次の世代に知識や経験を伝えていく場や仕組みを作ります。

村の歴史や文化に精通したガイド等のボランティアが、歴史とともに自然環境も伝えていけるよう、観光協会等の外部機関とも連携して推進します。

人材活用は、村内の団体・個人だけでなく、行政界を越えて取り組みます。



転入時に自治会の趣旨を説明し、広報や SNS で近隣住民の連帯の重要性を発信するなど、自治会への加入を促進します。



進行管理

第3次計画では、特に住民・事業者・行政の三者が様々な形で連携・協力することで事業や活動の成果を高めるような取り組み方を重視します。これは、SDGs 実施のための主要原則¹のうち「統合性」と「参画性」を反映したものです。「統合性」は複数の課題を同時に解決すること、「参画性」は多様な関係者が事業・活動に関わることであり、統合性や参画性の高い取り組みは、本村の持続可能な地域づくりに対するインパクトが大きいと考えられます。

目標設定

第3次計画の目標は、令和 12 年(2030 年)頃に向けて目指したい「望ましい将来像」から、最初の一步として本計画期間の5年間で達成すべき水準を設定しました。計画の着実な進行を図るため、2種類の目標を設定して管理していきます。

【シンボル指標】

本計画期間5年間で到達すべき象徴的な目標として「シンボル指標」を設定します。

シンボル指標は分野ごとに設定し、各分野の施策の総合的な成果を象徴する代表的な指標です。可能な限り年度ごとの進捗を把握するようにしますが、データの特性や制約がある場合は、少なくとも5年後の第3次計画の達成度評価の際にデータ収集を行うこととします。

シンボル指標は、年度明けに環境審議会において状況を把握し評価します。

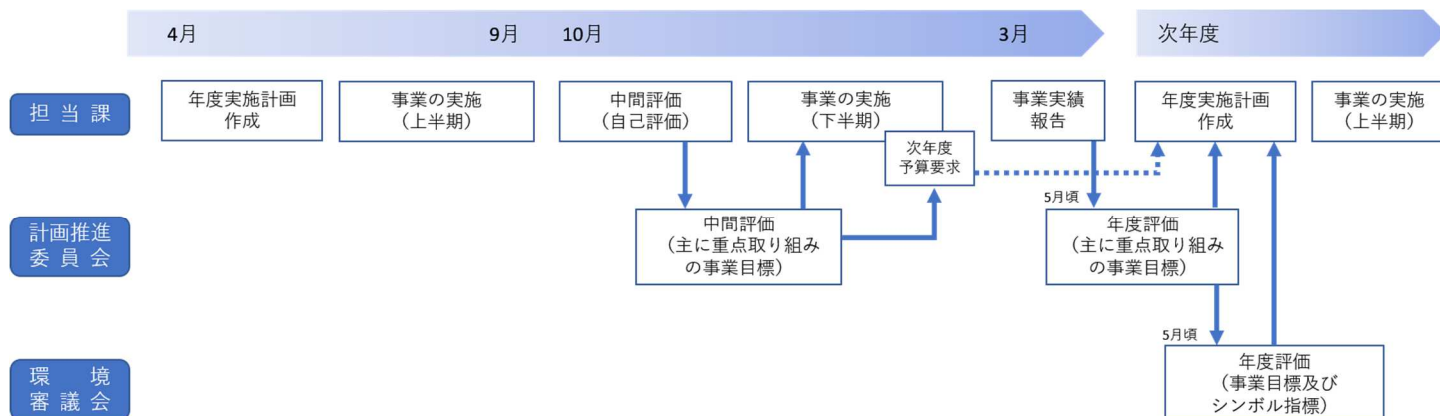
【事業目標】

村の施策・事業の結果を評価するため、「事業目標」を設定します。

事業目標は、各分野に位置づけられた個別の施策・事業の実施結果を表すものです。行政の取り組み又は行政と住民・事業者の共同実施の結果として、直接得られた効果を明らかにします。事業ごと・年度ごとに目標設定し、毎年度末に達成状況进行评估します。

事業目標は、年度初めに行政(担当課)と住民・事業者で構成する計画推進委員会によって設定し、中間評価と年度評価を実施します。

年間スケジュール



重点取り組みの設定

第3次計画に位置付けられる事業のうち、特に重要性の高いものを「重点取り組み」として、住民・事業者がその実施や進捗評価に関わります。

重点取り組みは、以下2つの視点で抽出します。

A: 統合性・参画性の評価

SDGs の考え方を反映するため、各事業の統合性と参画性を評価し、両項目の配点を掛け合わせた評価点が6点以上の事業を「重点取り組み」とします。

各項目の配点の考え方は以下の通りです。

統合性

- 当該施策についてのみ成果が得られる → 1点
- 本計画の他分野にも成果が得られる → 2点（例：自然共生と生活環境など）
- 環境以外の政策課題（社会・経済）にも成果が得られる → 3点（例：環境と地域交通など）

参画性

- 行政が実施する → 1点（審議会等に諮るものを含む）
- 行政以外の参加がある → 2点（行政の主催行事に住民が参加するなど）
- 行政以外が主体的に活動する → 3点（企画段階から住民団体等が主体で実施するなど）

B: 村の施策全体に対する影響の評価

第6次総合計画及び本計画との関連が深い個別計画において、重点的に取り組むことされている施策に該当する事業を「重点取り組み」とします。

重点取り組みは行政以外の主体が関わるが多いため、関係先と十分に協議した上で実施計画を作成します。また、計画推進委員会における目標設定、評価の対象とし、行政のみならず住民・事業者の視点も入れて計画・実施・評価・改善を図っていきます。

■SDGs 実施のための主要原則■

政府は2016年12月に国内外でSDGsを達成するための中長期戦略としてSDGs実施指針を策定しました。この中で、2030アジェンダに記述されているSDGsの理念・原則をもとに、SDGsへの取組を実施するための主要原則として「普遍性」「包摂性」「参画性」「統合性」「透明性と説明責任」の5点を示しました。

住民・事業者ができること

住民や事業者の声を計画に反映するため、ワーキング委員会に住民部会と事業者部会を設置しました。

住民・事業者ワーキングでは、まず「望ましい将来像」として令和12年(2030年)頃に向けて目指したい方向性について意見を出し合い、その上で第3次環境基本計画の分野別目標について意見を出し合いました。さらに、「望ましい将来像」に近づくために第3次計画の5年間で到達したい水準について検討しました。

自然共生社会

住民の役割・できること	事業者の役割・できること
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自らが所有している山林は、下草刈りや枝打ちをして適切に管理する。 ・ 敷地内の湧水の周りを管理して、いつでもきれいな水を使えるようにしておく。 ・ 山林の管理が困難になった場合は、役場や自治会に相談し、状況を共有しておく。 ・ 村内の団体や企業のボランティアや、子どもたちの自然体験の場として、山林や農地を活用してもらう。 ・ 結婚や出産、住宅購入などの人生の節目に記念樹を植え、大切に育てる。 ・ 保全配慮地区をはじめとする自然の豊かなスポットで、子どもと一緒に自然観察をする。 ・ 海岸で遊んだり、海岸の保全活動のボランティア活動に参加する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地元への貢献活動として、所有者による維持管理が難しくなった山林の管理作業を手伝う。 ・ 事業所の付近に木や花を植えて緑を増やす。 ・ 外来種の植物について知り、事業所の周辺など近隣の掃除の際に抜いてしまう。 ・ 駆除した外来生物をおいしく食べられるメニューを開発する。 ・ クリーン作戦に参加し、近隣住民とのコミュニケーションの機会を作る。

低炭素社会

住民の役割・できること	事業者の役割・できること
<ul style="list-style-type: none"> ・ むやみに我慢するのではなく、効果的な方法をきちんと知って省エネに取り組む。 ・ 古い冷蔵庫やエアコンを、消費電力の少ない新しいもの買い替える。 ・ 再生可能エネルギーで発電した電気を販売する電力会社について調べる。 ・ 住宅に太陽光発電と蓄電池を導入する。ガソリン車から電気自動車に変えて、蓄電システムとして活用することも検討する。 ・ 車に乗るときは必ずエコドライブを心がける。 ・ 住宅の新築・建て替えの際には、長期的には光熱費が少なくなり快適に暮らせる ZEH(ゼロエネルギーハウス)も視野に入れる。 ・ 健康のためにも自転車通勤を始める。車では気づかなかった道路の危ない箇所が目につくようになれば、役場や自治会に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ クールビズ・ウォームビズは普及したが、服装や働く場所をもっと自由に考えても良い。 ・ 残業や過剰発注などの無駄をなくせば、省エネになる。環境マネジメントシステムを導入して改善を図る。 ・ 事業所での省エネのノウハウを磨き、他社に対して省エネ診断のサービスを提供できれば、新たな事業展開ができる。 ・ 断熱・遮熱性能が高く、効率の良い空調システムを有する建物で、従業員の健康も地球環境にも貢献できる。事業所の新築・建て替えの際には ZEB(ゼロエネルギービル)も検討する。 ・ 感染症対策と省エネの両立が迫られる。省エネ診断を活用してはどうか。 ・ 店舗の駐車場の一角を駐輪場として開放することで、近隣に人の行き来が生まれ来客の増加にも繋がるのではないか。

～住民・事業者ワーキングからの提案～

これらの意見は、4ページに掲載した「望ましい将来像」と5ページから14ページに掲載した分野別の「5年後の到達目標」に反映されています。

次に、環境審議会やワーキング委員会庁内部会で検討した分野別施策を参考にしながら、住民(住民団体を含む)や事業者が実践できることや取り組むべきことについてアイデアを出し合いました。その内容を紹介します。

循環型社会

住民の役割・できること	事業者の役割・できること
<ul style="list-style-type: none"> ・ごみをしっかり分別することはもちろん、できるだけごみを出さないように買い物の段階で気を付ける。 ・トレイを使わずに量り売りしている店で購入する。 ・生産の過程で環境汚染や自然破壊をしていないか、適正な労働で作られたものか、商品の背景をよく考える。 ・食材の買いすぎ、料理の作りすぎに気を付ければ、家族の健康にも繋がる。 ・残った料理は翌日にリメイクしておいしく食べる。 ・公開されている学校給食の献立を参考にして、地元産の野菜を活用した献立を考える。 ・生ごみは堆肥にして家庭菜園で利用する。 ・自治会の資源回収に協力することで、自治会の収入に繋がる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・レジ袋有料化をきっかけに、顧客の容器包装ごみに対する意識も高まった。肉類や惣菜を量り売りにしてトレイを使わずに提供することを検討できるのではないかな。 ・環境や社会に配慮して生産されたエシカルな商品の特設コーナーを作ってアピールする。 ・予約販売を強化したり、データを利用して仕入れを工夫したりすることで食品ロス対策を進める。 ・事業所で大量に出る紙ごみの資源化に取り組む。梱包材は納入業者に引き取ってもらう。近くの外社と併せて回収ルートを作ってくれるよう古紙回収業者に相談する。 ・ごみをできるだけ出さないよう、製造工程を見直す。

生活環境

住民の役割・できること	事業者の役割・できること
<ul style="list-style-type: none"> ・下水道のない地区では合併処理浄化槽の設置を進める。 ・毎日の食器洗いや掃除の時に洗剤を使いすぎているか、花壇や家庭菜園に農薬や肥料を入れすぎているか、身近なところで水の汚染に繋がる行動をしないよう気を付ける。 ・クリーン作戦に参加し、ごみを拾いながら子どもたちには珍しい植物や生き物のことなど、東海村の自然のことを伝える。 ・夏の暑さや台風・豪雨の被害など地球温暖化による影響がすでに現れていることを知る。近所の水路の氾濫やがけ崩れの危険がないか確認したり、熱中症にならないように夏の活動に気を付けたり、できることを家族や近隣で話し合う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公害の原因にならないよう、法令を遵守して事業活動に取り組む。定期点検をしっかりと行い、トラブルを未然に防ぐ。 ・村内を巡回する機会が多い事業者は、社用車で回りながら不法投棄をチェックしたり、従業員が監視員に登録することを検討する。 ・夏の暑さが厳しくなることや、自然災害の被害が大きくなることなどを踏まえて作業計画を考える。 ・台風や大雨の際、高台にある店舗や事業所の駐車場をマイカーの避難先として利用してもらえるようにすれば、近隣住民の安心に繋がるのではないかな。

持続可能な地域づくりを担う人材育成

住民の役割・できること	事業者の役割・できること
<ul style="list-style-type: none"> ・ 村内で開催される自然観察会などに親子で参加する。 ・ 花壇や緑地の管理, 街路灯の設置など自治会の役割が様々にあることを知り, 自治会や子ども会の活動に参加することで, 近隣住民と交流する機会を作る。 ・ 村の公式アプリと LINE を使って, ごみ出しの日やイベント情報などを受け取る。 ・ 長年環境活動に取り組んできた経験を, 勉強会の講師を引き受けたりすることで若い世代に伝えていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校で行われている「エコいっぱい運動」による資源回収などに協力する。 ・ 子どもたちが作った環境ポスターやリサイクル工作の展示会場として店舗を貸し出すことで, 親子で来店してもらう。 ・ 工場見学や資材提供などにより, 子どもたちや住民が取り組む環境学習の支援を行う。従業員を講師として派遣する。 ・ 職員研修を兼ねて, 自然保全ボランティアに参加する。

第3次東海村環境基本計画【概要版】

令和3年6月

編集・発行 東海村村民生活部環境政策課

〒319-1192

茨城県那珂郡東海村東海三丁目 7 番 1 号

029-282-1711(代表)